

・ H26. 6. 2 **改定**

○ V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合 (旧 V-42)

旧	新
<p>V-42 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合</p> <p>Q 支出の目的が記載されていない振込明細書に会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として認められるか。</p> <p>A 「支出の目的を記載した書面」については、作成者の定めはありませんが、一般的には支出の目的を知る立場にある政治団体の会計責任者が作成するものと考えられています。したがって、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を追記した場合についても、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則の規定に基づき、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えありません。</p>	<p>V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合</p> <p>Q 支出の目的が記載されていない振込明細書に会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として認められるか。</p> <p>A 政治団体の会計責任者が振込明細書の余白に「支出の目的」を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として、政治資金規正法施行規則上認められます。</p>